

一九世紀エジプト土地制度史研究

— 学界事情と史料紹介 —

はじめに

筆者は、今までに発表した二つの論文において、一九世紀エジプト土地制度史を法制史的視角から跡づけた¹⁾。もっとも、そこで跡づけえたのは、一九世紀エジプト土地制度史の制度的枠組に過ぎず、この枠組に基づいての詳細な分析は、今後の課題として残された。そして、現在筆者は、この課題に答えるため、「エジプトにおける近代的土地所有権の確立」と題する論文の執筆を予定している。その内容は、イスラム的土地国有制から近代的土地私有制への移行として叙述できる一九世紀エジプト土地制度史において、農民保有地²⁾がいかなる土地法規上

の変遷をへて近代的な私有地として規定されるに至ったのか、そして、こうした近代的土地所有権確立の過程が、家族、村落共同体、および、農民保有地の分配に関する法規定にどのように反映しているかを、これまでに刊行された法令および法令集に依拠して跡づけようとするものである。

さて、本稿は、この論文公表に先立って、そこでの筆者の問題意識を、一九世紀エジプト土地制度史研究の学界現状を述べるなかで整理し、あわせて、そこで依拠する土地関係法令、とりわけ、一九世紀中葉に公布された一連の土地法の史的意義を紹介することを目的としている。なお、現在までのところ、研究水準の低さを反映

加藤 博

して、個々に取り上げて紹介するにたる土地制度史研究書は数少ない。そのため、以下、本文における叙述は筆者の問題意識の整理にあて、関連史料、文献は、註において、簡単な解説をつけて示すこととする。

(1) 本稿は、昭和五年六月一七日における日本オリエント学会第二〇六回月例講演会での講演草稿を書き改めたものである。

(2) 拙稿「一九世紀前半のエジプト土地・税制度」『論文集・地中海地域における集落形成の諸問題』一橋大学地中海研究会編、一九八〇年、所収。および、「一九世紀後半のエジプト土地・税制度」『オリエント』第二三卷、第一号、一九八〇年。

(3) 以下、本稿における農民保有地とは、法的土地範疇としてのハラージュ地 (al-*atryan al-miriya al-kharariya*, al-*atryan al-athariya*) を指す。もともと、ハラージュ地の多くが農民保有地であったものの、農民保有地が、保有者の身分を基準として、ハラージュ地という一つの法的土地範疇を形成していた訳ではない。しかし、法的土地分類に関する煩雑な議論を避けるために、本稿では、とりあえずハラージュ地を農民保有地と呼んでおく。なお、一九世紀エジプトにおける法的土地範疇については、前掲した二つの拙稿を参照のこと。

一 学界事情

周知のように、エジプト政府の文人官僚ヤコブ・アーンは、一八八三年に、エジプト学士院 (l'Institut Egyptien) における講演の草稿をもとに、*La Propriété Foncière en Egypte* と題するエジプト土地・税制度史研究書を著した⁽¹⁾。そして、この著作は、現在に至るまで、近代エジプト土地・税制度史研究において最も影響力をもつ文献となっている。とりわけ、これがフランス語で書かれたこともあって、西欧学界におけるこの分野での研究のほとんどは、この著作に負っていると過言ではない。アーンはそのなかで多岐にわたる土地・税制度に関する情報を収集しているが、彼にその機会を与えたのは、一八七九年土地税調査のために設置された特別委員会 (la Commission d'Enquête de l'Impôt Foncier) の責任者として、関連諸法令の収集に参与したことであった。この委員会の調査報告書は、一八八〇年、調査主任ブトルス・ガリーによって、*Rapport sur les Documents Relatifs à l'Impôt Foncier* として刊行され、これもまた土地・税制度史研究における基本的文献

の一つとなった。⁽²⁾

ところで、この両者、とりわけアーティンの研究書は、そのなかで著者自身の興味ある分析が述べられることもあるが、その研究史上の主な意義は、一八八〇年までに公布された多くの土地関係法令を引用していることにある⁽³⁾。そのため、この著作は、法制史的視角から土地制度史を研究する際には、座右の書とすべき文献ではあるが、残念なことに、そこでの収録法令のうち、全文が引用されているのは数限られたものについてのみであり、その他については、その規定の結論のみが引用されているに過ぎない。従って、この著作にみられる多岐にわたる情報を十分に消化するためには、結論のみが引用されているに過ぎない法令についても、その全文にあたり、その規定を全文の文脈のなかで、また、前後の法令の規定との比較から分析することが必要である。ところが、この著作刊行後、幾つかの法令集が編纂されたにもかかわらず、これまでこうした作業が十分にこなされてこなかった⁽⁴⁾。そのため、アーティンの業績にもっぱら依拠してきた従来の土地制度研究においては、土地関係諸法令の規定が、相互に比較され、また、当時の社会経済事情と

関連づけられた形で分析されることがなく、その結論だけが時代を追って記述される結果となっている。すなわち、従来、すべての近代エジプト社会経済史研究者が土地制度史に言及するものの、それはあくまで当時の社会経済事情の単なる一背景として言及されるだけで、土地制度史が、法制史的にも、また、社会経済史的にも、個別テーマとして研究されることが少なかったのである⁽⁵⁾。

さて、こうした学界事情において、とりわけ筆者の関心を引いたのは、近代エジプト社会経済史家ヘレン・リプリンが、第一土地法の評価をめぐって、従来の通説に對して、以下のような批判を行っていることであつた。すなわち、農民保有地における私有権確立に関するこれまでの通説では、まず、イスラム法の規定にみられる、農民保有地の所有権は国家にあり、耕作民は、耕作と納税とを条件に、それも一代に限って、そこでの用益権享受を認められただけである、という一般的原则を確認したうえで、一八四六年の第一土地法によって初めて、売却、質権設定、賃貸、小作貸与等による農民保有地処分行為が、その保有者に対して認められた、とされている。これに對して、リプリンは、一九六一年に刊行された、

ムハンマド・アリーの農業政策についてのすぐれた研究書である『*The Agricultural Policy of Muhammad Ali in Egypt*』のなかで、第一土地法に言及し、この土地法は、従来指摘されているような、農民保有地に対して新たな権利を付与する性格の法律ではなく、そこにみられる規定は、当時すでに慣行上なされていた土地保有行為の法的追認でしかない、と断じているのである。実際、第一土地法の原文を注意深く読むならば、この法律は、耕作民の土地処分行為を既定の権利として暗黙裡に前提したうえで、今後の土地処分については正式文書の作成を義務づけようという内容からなっている。そして、このリブリンの指摘を敷衍するならば、第一土地法のみならず、その後公布された一連の土地法、とりわけ、従来農民保有地の私有権確立過程において決定的段階を画したとされている、一八五八年のサイド法の意義までもが否定されてしまうことになる。なぜならば、このサイド法は、近代エジプトにおける最初の統一的土地法として、農民保有地での耕作民の土地保有権について、詳しく規定してはいるものの、それらはすでに第一、第二土地法において言及されており、この法律が農民保有地に対し

て新たに付与した権利は、性の別なく認められた相続権だけであったからである。⁽⁷⁾

こうしたサイド法の評価をめぐる議論はともかく、このようにリブリンは、従来の土地制度史研究者が、第一土地法に言及するに際し、現実の土地保有関係を無視した形で、そこでの規定を無批判に取り扱っていることに對して批判を加えている。そして、このリブリンの批判は、第一土地法についてのみならず、そのまま従来の土地制度史研究全般に對する批判でもある、と言うことができる。

もっとも、リブリンには、土地保有関係の実態を重視するあまり、第一土地法によって初めて耕作民の土地処分行為が権利として成文化された、という法規上の事実に對する過少評価がみられることは明らかである。なぜならば、第一土地法をめぐる通説とリブリンの見解とは、一見すると相容れないが、その結論のみを取り上げるならば、ともに正しいからである。すなわち、第一土地法に限らず、一九世紀中葉に公布された一連の土地法の意義は、それまで不文法たる慣習法によって律せられていた耕作民の土地保有権を、単なる現状追認という形であ

れ、修正を加えたうえであれ、成文化したことにあった。換言すれば、一九世紀エジプトにおける近代的土地所有権の確立過程とは、まず何よりも、それまで耕作民の土地保有関係を律していたイスラム法と慣習法が、この二者とは法源を全く異にする勅令⁽⁸⁾によって置き換えられるという、法体系の近代化過程を意味したのである。

また、通説をとる従来の研究者すべてが、イスラム法の現実への適用によって、第一土地法公布以前の耕作民は、いかなる種類の土地処分権をもたなかった、と考えている訳ではない。すなわち、彼らが問題としているのは、耕作民の土地処分権の成文化という法規上の事実であって、現実には耕作民が土地を処分していたか否かという土地保有の実態ではなかった。そして、彼らにあっては、慣習法の枠内で認められていた土地保有権と、土地法によって成文化されたそれとは、おのずとその法構造を異にするということが、暗裡に前提されている。この点において、リブリンには、通説に対する誤解があるように思われる。

もっとも、このことによって、リブリンの批判が的はずれであることを意味しない。なぜならば、もし通説を

とする研究者に先述したような問題関心があるとすれば、彼らが問題とすべきは、耕作民の土地保有権の成文化という事実を単に指摘するだけにとどまらず、この事実によって生じた土地保有権の法構造の変化、および、それが当時のエジプト社会に与えた影響を分析することによって、土地法の法制史的ならびに社会経済史的意味を問うことではなければならないからである。そして、この点を不問に付していたことが、従来の土地制度史研究の停滞の原因であったと考えられる。

以上、第一土地法についてのリブリンの見解を取り上げ、それを従来の通説と対比することによって、筆者なりの学界現状批判を試みた。これまでの論述を要約すれば、以下のようなになるであろう。通説に対するリブリンの批判とは、結局のところ、土地法の評価をめぐって、文書等の第一次史料に依拠し、土地保有関係の実態分析を強調する一社会経済史家が、法令に依拠し、もっぱら法的土地保有関係を分析してきた従来の土地制度史研究者に対して行った批判であった、と言うことができる。従って、こうした依拠する史料と問題関心とを異にする研究者が互いにそれぞれの見解を述べあうこと自体は、

たとえそれが一見すると相容れない場合であっても、一九世紀エジプト土地制度史研究にとって有意義なことである。問題なのは、従来の土地制度史研究において、こうした二つの見解がこれまで相互に批判しあうことがなかったということである。そして、このような事態が生じた原因は、土地保有関係の実態分析の遅れという点に別(10)にすれば、従来の土地制度史研究が、土地関係法令の規定を考察するに際し、その結論のみを跡づけることに終始し、それを当時の社会経済事情との関連から分析することがなかったことであつた。そのため、土地関係法令に依拠して、エジプトにおける近代的土地所有権の確立過程を跡づけるためには、リブリンの土地法についての見解を従来の土地制度史研究に対する批判として受けとめ、まず、土地関係法令の史料としての価値およびその限界を明確にしたうえで、近代的土地所有権確立の法制史的ならびに社会経済史的意味が問われなければならない。そして、この間に答えることは、筆者自身の課題でもある。なぜならば、筆者もまた、史料制約から、土地関係法令にもっぱら依拠して土地制度史を研究せざるをえないからである。

- (1) Yacoub Artin, *La Propriété Foncière en Egypte*, Le Caire, 1883. ナムノ語訳 Y. Artin, *al-ahām al-mar'iyā fi shā'n al-arāḍi al-misriyya*, Cairo, 1306 A. H.
- (2) Boutros Ghali, *Rapport sur les Documents Relatifs à l'impôt Foncier*, Le Caire, 1880. ナマ' の報告書の原文が Ph. Gelat, *Répertoire Général Annoté de la Législation et de l'Administration Egyptiennes*, vol. 3, pp. 6—19. 又、また、そのナムノ語訳が F. Jilād, *qānūn al-idāra wa al-qadā'*, vol. 5, pp. 701—710. に採録される。
- (3) Y. Artin のこの著作は、一八七五年設立の混合裁判所法廷において、法源に準ずる扱いをうけている。この事実は、この著作の性格を端的に物語っている。
- (4) 一九七九年に一五〇周年をむかえた、アラビア語による最古の新聞 *al-waqā' al-misriyya* が政府広報の役割を担うようになり、また、各年の勅令を集めた *majmū'at al-aqānīn al-'alīya wa al-dīrīyāt* や、各種政府機関決定、各省通達を集めた *majmū'at al-qarārāt wa al-mansūkhāt* のような法令集が、政府刊行物として、年ごとに編纂されるようになるのは、一八八〇年以降のことである。それ以前に公布された法令その他政府公文書の多くは、今だ刊行されず、Dar al-Wahāiq al-Qawmiyya や Dar al-Mahfūzāt などの公文書館に未整理のまま保存されている。しかしながら、重要な法令については、一九世紀末期から

二〇世紀初頭にかけて、公的あるいは私的に編纂された幾つかの法令集のなかに収められている。土地・税制度関係法令を多く収めた代表的な法令集については、すでに前掲拙稿において指摘したが、それらについて簡単な解説を加えると以下の如くである。

Al-Hukuma al-Misriya, *al-qawānīn al-'aqrābiya fi al-diyār al-misriya*, 1st ed. 1893, 2nd ed. 1901, Cairo; do., *majmū' qawānīn wa lawsā'ih al-amwal al-muqarrara*, Cairo, 1909. 前者は土地制度を、後者は税制度を中心に、エジプト財務省が関連諸法令を収集した法令集である。法令が項目別に分類されて採録されているため、利用するのは便利であるが、幾つかの重要法令を除けば、法令の全文は収録されていない。なお、前者には以下のフランス語訳がある。Gouvernement Égyptien, *La Législation en Matière Immobilière en Égypte*, première éd. 1893, deuxième éd. 1901, Le Caire.

F. Jihād, *qanūn al-idāra wa al-qaḍā'*, 6 vols, Alexandria, 1890—1895; do., *al-qanūn al-'amm li al-idāra wa al-qaḍā'*, 7 vols, Alexandria, 1899—1908. 編者はシリア生まれの法律家。前者は、当初五巻本(1890—1892)として刊行された。しかし、その後、一八九二年以降の法令を収集した増補巻として、まず一八九四年に第五巻が、外交文書を収録した初版本の第五巻と合冊された形で、次いで一八九五年に第六巻が刊行され、この法令集は、最終的

には六巻本となった。後者は、前者の増補改定版である。

この版は、前者の増補改定版にあたる第一—四巻、第六巻のほか、非イスラム教徒に関する法律を収録した第五巻 (*kitāb al-ahwāl al-shahsiyya li al-tawā'if ghayr al-islamiyya*) と一八八三年設立の国民裁判所に関する法律を採録し、それに注釈を加えた第七巻 (*kitāb al-ta'liqāt al-qaḍā'iyya 'alā qawānīn al-mahākīm al-misriyya li ghā'it sana 1907*) とを含む、都合七巻本として刊行された。なお、F. Jihādには、こうしたアラビア語法令集のほか、以下のようなフランス語法令集がある。Ph. Gelat, *Répertoire Général Annoté de la Législation et de l'Administration Égyptiennes*, 1840—1910, 6 vols, Alexandrie, 1906—1911; do., *Répertoire de la Législation et de l'Administration Égyptiennes: Période 1888—1892*, 3 vols, Alexandrie, 1893; do., *Répertoire Annoté de la Législation et de l'Administration Égyptiennes*, 1894—1896, 3 vols, Alexandrie, 1897—1899. こうしたフランス語法令集のなかには、アラビア語法令集に収録された法令のうち、全部ではないものの、その相当数がフランス語に翻訳され、収録されている。

Amin Samī, *taqwīm al-nīl*, 6 vols, Cairo, 1916—1936. 法令集というよりは、未刊行のアラビア語、トルコ語政府公文書を、年代順に収録、あるいは、翻訳したうえで収録することによって、近代エジプト史を綴った特異な年代記。

ただし、土地・税制度に関する情報はあまりみられな。

J. Hunain, *al-alyam wa al-darab fi al-qur al-misri*, Cairo, 1904. エジプト財務省直接税局役人による土地・税制度研究書。関連法令の採録とその解説から構成されており、法制的視角から近代エジプト土地・税制度史を研究する際の貴重な手引書となっている。しかし、その大部分は、一八八〇年以降の土地・税制度改革史にあてられている。

(5) 主な文献を列举すれば、以下の通りである。エジプト入法制史家に与る土地制度史研究として、M. K. Mursi, *al-milkiya al-aqariya fi misr wa talawwur-ha al-tarikhi min 'ahd al-farā'ina hattā al-ān*, Cairo, 1936; do., *al-milkiya wa al-huqūq al-'ayniya*, vol. 1, Cairo, 1933; do., *De l'Étendue du Droit de Propriété en Égypte*, Paris, 1914; 'Aziz Khānki, "al-milkiya al-'aqariya fi misr", *Majallat al-qānun wa al-iqtisād*, N° 6, pp. 651-680, Cairo, 1936. などがある。社会経済史家に与るエジプト土地・税制度史研究として、Ahmad al-Hitta, *tarikh al-zirā'a al-misriya fi 'ahd muḥammad 'alī al-kābir*, Cairo, 1950; H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muḥammad 'Alī in Egypt*, Harvard Univ. Press, 1961. (トニムト語訳) do., *al-iqtisād wa al-idāra fi misr fi mustahall al-qarn al-tāsī 'ashar*, Cairo, 1968.) の二書が主としてある。また、土地制度を対象としてあるが、エジプト・ブリー時代の法令を多数採録している法制史研究書と

して Ahmad Zaghlul, *al-muḥammāt*, Cairo, 1900. があ

る。社会経済史家に与る一九世紀エジプト土地制度史研究は、そのほとんどが、一九世紀後半における大土地所有制度発生をテーマとしている。代表的な研究書を挙げれば、以下の通りである。Ahmad al-Hitta, *tarikh misr al-iqtisādī fi al-qarn al-tāsī 'ashar*, Cairo, 1958; B. Baer, *A History of Landownership in Modern Egypt 1800-1950*, Oxford Univ. Press, 1962; do., *Studies in the Social History of Modern Egypt*, The Univ. of Chicago Press, 1969. (トニムト語訳) do., *dirāsāt fi al-tārikh al-iḥimātī li misr al-kāḍiḥa*, Cairo, 1976.); Raif 'Abdās, *al-wizām al-iḥimātī fi misr fi ʿill al-milkiyāt al-zirāʿiyya al-kābir*, Cairo, 1973; Al-Jama'iya al-Misriya li al-Dirasāt al-Tārikhiya, *al-arq wa al-fallāḥ fi misr 'alā marr al-'usūr*, Cairo, 1974; 'Alī Barakat, *talawwur al-milkiya al-zirāʿiyya fi misr 1813-1914 wa al-har-hu 'alā al-harakah al-siyāsīya*, Cairo, 1977.

(6) H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muḥammad 'Alī*, pp. 73-74.
 (7) 拙稿「一九世紀後半のエジプト土地・税制度」一〇一—一頁。
 (8) 本稿に与るエジプト法令として、英律 (Taiba, qānun) 律令 (amr 'ālm, irāda san'iya, dikrī) 大法委員会 (majlis al-ahkām) 特別諮問委員会 (al-majlis al-kunūsi) 陪

議 (majlis al-anzar) などの決定 (qatar) さらには、行政機関による通達 (manshur) などを指す。ところで、立法府が独立していなかった一九世紀エジプトにおいて、これら法令は、法源からみるならば、すべて勅令であった。こうした法源を世俗国家の意志におく法律は、通常、sharia (イスラム法) と区別されて、qanun (世俗法、行政法) と呼ばれたが、近代エジプトにおいてこの単語が頻繁に使われるようになるのは、一八八〇年代以降であり、それまでは、qanun の代わりに、Iahia という単語が多く使われた。そして、先に Iahia を法律と訳し、amr 'ala' その他を勅令と訳したのは、便宜的にそうしたまでであり、実際には両者が区別されて使われていた訳ではない。すなわち、長文の、そして、内容が一般的である amr 'ala' を Iahia と呼んだのである。

(9) 最もはつきりとした問題意識をもって、土地制度史を当時の社会経済事情と関連づけて研究したのは、G. Baer であり、このことが、現在の学界における、彼の業績に対する高い評価を説明する。すなわち、彼の研究対象は、註(8)で挙げた論文集 *Studies in the Social History of Modern Egypt* が示すように、土地制度のみならず、遊牧民の定着、村落共同体の解体、ワクフ改革、刑法改革、都市化、ギルドの解体など、あらゆる分野にわたっており、彼は、これらの個々のテーマをすべて、エジプト近代化過程の研究として位置づけている。そして、彼は、近代化過

程を研究するに際し、こうした諸分野にみられた現象間の因果関係を分析するという方法によってではなく、それぞれのテーマについて出来る限り網羅的に具体的事実を収集し、それぞれの分野にみられた近代化の流れを個別的に提示するという方法に基づいて行っている。この点、ベアは、第一次史料に依拠した実証的研究を重視するリブリオンに比べて、史料の性格の違いについて無頓着である。このため、話をベアの土地制度史研究に限定する限り、彼の業績は、本文で指摘したリブリンの批判から免れるものではない。

(10) 註(8)で挙げた 'Ali Barakat, *taḥawwut al-miḥiya al-shar'iya fi miṣr* 1813—1914. は、もっぱら未刊行の土地文書に依拠している点において、近年における最も注目すべき研究である。しかしながら、この著作においても、そのテーマが大土地所有制度発生の分析であることもあって、大土地所有の発生が、これまで以上に具体的事実に基づいて数量的に捕えられているものの、それが当時の農村社会に与えた影響の分析という点になると、従来の研究の域から余り出るものではない。ともかく、この著作のような例外はあるものの、近い将来において、第一次史料とリわけ土着文書に依拠したエジプト農村社会研究が、急速に進歩するとは思えない。その理由は、現在のエジプト学界において、近代史関係の研究者の数が極めて少ないという理由のほか、彼らの研究関心が、先に指摘した G. Baer

にみられるような、いわば巨視的な視点に影響されすぎて、第一次史料による村落構造の分析というような地味な作業にはないように思われるからである。

二 土地法の史的意義

ここでは、一九世紀エジプト土地制度史研究において依拠すべき史料を、土地関係法令に限定しておく。ところで、このように限定したうえでまず気がつくのは、これら法令の性格が一九世紀を通じて一律ではなく、次の三つの時期において、それぞれ性格の異なる法令群が公布されていることである。

第一期は、一八四六年における第一土地法公布までのムハンマド・アリー（治世一八〇五—一八四八年）統治時代である。この時期には、耕作民の土地保有権を規定した法令は公布されておらず、耕作民の土地保有関係は、イスラム法 (*sharia*) と、不文法たる慣習法 (*urf*) とによって律せられていた。イスラム法に従えば、農民保有地の所有権 (*taqq al-raqaba*) は国家にあり、耕作民はその用益権 (*taqq al-intifa*) 享受を認められただけであった。こうして、イスラム法は、原則的規定と

して、耕作民の土地保有に制限を加えたものの、国家のイスラム法に対する関心は、結局のところ、それが国家の土地税徴収権を保証している点にあったのであり、この財政的関心が満されている限り、国家は、耕作民の土地保有に介入しなかった。そのため、耕作民の土地保有関係を直接に律したのは、村落共同体規制をも含めた、当時の慣行であった。⁽¹⁾ 従って、この時期の耕作民の土地に対する関係を、前者の後者に対する支配関係、すなわち所有関係として単純に捕えることはできない。また、こうした土地保有関係が成文法によって規定されていない以上、その分析のためには、直接には土地保有を対象としてはいないが、間接的にそれに言及している法令群に依拠せざるをえない。⁽²⁾

第二期は、農民保有地での耕作民の土地保有関係が、一連の土地法によって規定されている一九世紀中葉である。この時期には、土地関係法令が多数公布されたが、そのなかで、いわゆる土地法と呼ばれている法令は、一八四六年の第一土地法、一八五四年の第二土地法、一八五八年の第三土地法にあたるサイド法、そして、一八七五年の修正サイド法、以上の四法である。⁽³⁾ これら一

連の土地法においても、農民保有地は依然国家所有地と規定されており、そのため、耕作民の土地保有は、国家権力からの大きな制約をうけてはいる。しかしながら、そこでは、耕作民の土地に対する関係は、前者の後者に對する所有関係として捕えられるようになり、耕作民の土地保有権は、アサリヤ権 (haqq al-ashariya) として規定された。

最後に第三期は、フランス・ナポレオン民法典に倣って、二つの民法典、すなわち、一八七五年の混合裁判所民法典 (al-qanun al-madani li al-mahakim al-mukh-talata) と、一八八三年の国民裁判所民法典 (al-qanun al-madani li al-mahakim al-ahliya) とが制定された、一九世紀末期である。一八七一年のムカーバラ法公布以降、多くの農民保有地に對して土地所有権が付与され、その結果、前期においてアサリヤ権と呼ばれた耕作民の土地保有権は、この二つの民法典において、広い意味の物権の一つとして、土地所有権 (haqq al-milkhiya) と規定されるに至った。すなわち、農民保有地は、それまでのイスラム的土地国有觀念から解放されて、近代的土地所有の対象として規定されているのである。ここに、

農民保有地において、少なくとも法規定のレベルでは、近代的土地所有権が確立した。

もっとも、当時、すべての農民保有地が私有地と規定された訳ではなく、混合裁判所民法典には、そのために設けられた幾つかの特別条文のなかで、ムカーバラ税未納の一部の農民保有地に對しては、一八七五年の修正サイード法が適用されること、したがって、耕作民のそこでの権利は、用益権 (haqq al-intifa) でしか過ぎないこと、がしたためられている。しかしながら、同時に、この用益権は、国家の承認のもとでという但し書きがついているものの、永代にわたる権利とされており、實質的には私的所有権に近いものであった⁽⁴⁾。従って、こうした混合裁判所民法典における特別条文は、八年後に公布された国民裁判所民法典においては削除されている。ともかく、この第三期における民法典と土地法の二本立ては、一八九〇年代において、すべての農民保有地に對して私的所有権を付与するまでの過渡的措置であり、この時期における耕作民の土地保有関係は、先述した二つの民法典によってその大枠を規定されていたと考えられるのである⁽⁵⁾。

また、この第三期については、以下の点に留意する必要がある。すなわち、二つの民法典において、耕作民の土地保有権が近代法概念としての私的土地所有権として規定されたという事実は、当時におけるヨーロッパ法のエジプト法体系への導入の結果ではあったが、このことは、近代的土地所有概念のエジプトへの単なる移植を意味するものではなく、前期においてアサリヤ権と呼ばれていた耕作民の土地保有権が、当時実質的には土地私所有権としての法構造をもつに至っていたことの当然の帰結であった、という点である。

以上が、その性格を異にする三つの土地関係法令群である。さて、こうした法令にみられる土地保有についての規定を比較検討することによって、一九世紀エジプトにおける近代的土地所有権の確立過程を跡づけることができるであろう。実際、第二期から第三期への移行過程を跡づけることは、法令のスタイルを異にするとはいえず、両期の法令がともに成文法として、耕作民の土地に対する関係を、前者の後者に対する所有関係として規定していることから、比較的容易である。問題となるのは、第一期から第二期への移行過程を跡づける作業である。な

ぜならば、すでに指摘したように、第二期と異なり、第一期には、土地保有を直接に対象とした法令は公布されず、当時の耕作民の土地保有関係は、イスラム法と慣習法とによって律せられていたからである。従って、両期の土地保有関係を比較するためには、まず、第一期における複雑な法律事情と、耕作民の土地保有の実態とが解明されなければならない。ところが、現在までのところ、これらについてはほとんど研究がなされていない。また、こうした研究事情とは別に、土地保有権の法構造が全く異なる以上、両期のそれを比較するためには、比較概念の極度な抽象化が必要であろう。しかし、法律を専門としない筆者には、こうした作業は能力に余るうえ、筆者の関心は、こうした法社会学的分析にあるのではなく、あくまで土地法規から窺うことができる当時のエジプト社会事情の分析である。

ところで、このような抽象的概念による比較という方法を採用せずとも、第一期から第二期への土地保有権の移行過程を跡づけることが可能であるように思われる。その理由は、第二期に公布された土地関係法令、とりわけ一連の土地法が、第三期における民法典のように、耕

作民の土地保有権を抽象的な諸権利の総体として規定し、それを細かく分類された条文のなかで説明するスタイルをとらず、当時現実に生じていた土地保有をめぐる具体的問題を抽出し、それに逐一解答を与えるというスタイルのなかで、耕作民の土地保有権を規定しているからである。ここで、当時生じていた具体的土地問題の例を挙げるならば、離村者によって村落内に放置された土地 (atyan al-mutasahhibin) の処分について、兵役に赴く者が村落に残した土地 (atyan al-jihadya) の管理について、村落内で新たに発見された耕作可能地 (ziyadat al-misaha, ziyadat al-atian) の分配について、耕作、納税義務不履行者の土地の国家による強制割り振り (ta-wzi, pl. tawzi'at) について、土地税滞納 (baqay'a, sing. baqya) について、家族成員の土地の登録方法について、質権設定者と質権者との間の、質 (gharqa) に入れられた土地の保有権をめぐる紛争について、等である。そして、こうした具体的土地問題に対して解答を与えていくなかで、国家権力の土地保有への介入が排除されていき、時間の経過とともに、耕作民の土地保有関係が、私的土

地所有関係としての性格を明確にしていくのである。従って、あらかじめ比較のための抽象的概念を指定することなく、第二期の法令群の規定を吟味することによって、第一期から第二期への土地保有権の移行過程を、耕作民の土地保有関係が、その政治的、社会的制約から解放されて、抽象的な土地所有関係として規定される過程として、跡づけることが可能であるように思われる。

さて、ここで政治的、社会的制約とは、イスラム的土地所有觀念に基づいて、当時施行された国家の諸政策を意味するが、結局のところ、ムハンマド・アリーによる、特定村落を原籍地として耕作民をそこに固定させようとした自作農制度と、その徴税機構における対応物であった、村落単位での納税連帯責任制度という二つの制度に帰着するように思われる。この二つの制度は、土地法その他土地関係法令において、特定の名称で呼ばれている訳ではない。しかしながら、第二期の法令群が、この二つの制度を念頭に置いて、それも、それからの耕作民の解放を目的として公布されたことは明らかである。すなわち、一八三〇年代後半から一八四〇年代にかけて、この二つの制度は十分に機能しなくなり、エジプト政府は新たな土地・税制度の採用を余儀なくされるようになる。

るのであるが、一八四六年の第一土地法に始まる一連の土地法の公布は、こうした新たな局面に対処するために、当時エジプト政府がとった法的措置であったのである。

そして、それは同時に、一八四〇年代を境とした、ムハンマド・アリーの全産業にわたる独占体制の崩壊と、自由主義的経済体制への移行という、近代エジプトにおける社会経済体制の一大変革の法的反映でもあった。なぜならば、ムハンマド・アリーの独占体制は、国家による作物の作付強制と、一定価格での強制買上げからなる農業独占体制をその核心とし、さらに、この農業独占体制は、先述した自作農制度と納税連帯責任制度をその柱としていたため、この二つの制度が維持できなくなった時期は、同時に、ムハンマド・アリーの独占体制の崩壊の時期でもあったからである。⁽¹²⁾

こうして、一九世紀中葉に公布された土地関係法令、とりわけ一連の土地法は、土地保有権の法規上の変遷と、土地・税制度の展開を跡づけるための史料としてのみならず、それらが当時の農村社会に与えた影響を分析するための貴重な史料ともなっている。

(1) イスラム法と慣習法との関係は、サイド法の幾つか

の条文にみられる、次のような書き出しから端的に窺われる。「本来イスラム法の原則では……であった。しかるに、現実の慣行においては……である。そのため、以上に準拠して、今後この法律は……と規定する。」

(2) ムハンマド・アリーによって公布された重要な法令は、彼の治世末期において、*qānūn al-muntakhabāt* としてまとめられた。これは、一八三〇年の *qānūn al-āliyah*、一八三七年の *qānūn al-siyāsa al-malakīyah*、一八四二年の *lāhāt al-jusūr*、およびこれら法律を補則する一連の法令を集めた、二〇三条からなる法令集であるが、そのなかで、当時の土地保有関係を知るうえで貴重な史料となる法律は、第一一五五条として収録された *qānūn al-āliyah* である。筆者は、この法律の翻訳とその内容についての分析を、以下の論文において予定している。「Egyptian Village Community under Muḥammad 'Alī's Rule - An Annotation of *Qānūn al-Āliyah*», *Orient*, vol. XVI, 1981.

(3) 修正サイド法とは、一八七五年の混合裁判所設置法 (*lāhāt al-mahākim al-mukhtalata*) 第三六条における、当時有効であった土地に関する法律を刊行すべき旨の規定に従い、同年、サイド法全二八条が大幅に削除された形で、全一五条からなる新たな土地法として公布された法律である。なお、一連の土地法の全文を採録している文献は以下の通りである。第一土地法については Ahmad al-Hitta, *tarīkh al-zhā'a al-misriyya fi 'ahd muḥammad*

'*ali al-kabir*, pp. 359—363. 第二土地法については、その全文を採録した文献はないが、全文の収録に近い解説が、Ahmad al-Hifita, *tarikh misr al-igisādi fi al-qarn al-*tsā*'*ashar*, pp. 83—86. に見られる。サイード法については、M. K. Mursi, *al-mulkīya al-'aqrāya fi misr wa taḥaw-wur-hā al-tarīkhā min 'ahd al-farāna hattā al-*an*, pp. 125—146, J. Hünain, *al-*at*'yān wa al-*q*'arātib*, pp. 387—412. ただし、この二つの採録には、数カ所、否定辞が抜けているなどの誤植があるため、注意して読む必要がある。サイード法の原本は、*al-lāhā al-sā'idiya fi haqq al-*ay*'ān al-*di*'yār al-misriya*, Cairo, 1274 A. H. である。修正サイード法については、F. Jilād, *qānūn al-*id*'āra wa al-*q*'adā'*, vol. 1, pp. 182—190, Y. Artin, *al-*ah*'kām al-misriya fi shā'n al-*ar*'āḍi al-misriya*, pp. 219—232.**

(4) 混合裁判所民法典、第三五条。

(5) 一八七一年に公布されたムカーバラ法 (*taḥiḥat al-mu-gabala*) は、外債償還の資金捻出のために、土地保有者に六年分の税金の前払い、すなわちムカーバラを呼びかけた法律で、ムカーバラ支払いの代償として、支払い完了後土

地税を半額にし、あわせて、ハラージュ地 (本稿では、農民保有地。「はじめに」の註(2)参照のこと。) 保有者に對しては、彼らの土地での完全土地所有権を認めるという内容からなっていた。なお、ムカーバラ法公布以後の、農民保有地における所有権拡張過程については、拙稿「一九世紀後半のエジプト土地・税制度」一一—一三頁を参照のこと。混合裁判所民法典、および国民裁判所民法典に関する註釈書、研究書は、枚挙にいとまがない程多い。ここでは、この二つの民法典とナポレオン民法典の条文を比較するの convenient Joseph Aziz, *Concordance des Codes Egyptiens Mixte et Indigène avec le Code Napoléon*, *Première Partie, Code Civil*, Alexandrie, 1886. だけを挙げて置く。

(6) *ziyādat al-misāha, ziyādat al-*at*'yān* の文字通りの意味は、増加地である。不法な隠匿地もこの名で呼ばれた。こうした村落内で新たに発見された土地は、ともに保有者が登録されていなる土地ではあるが、村落所属地 (*zimatn*) 外の荒蕪地 (*at'yān al-ab'ādiya*) とは明確に区別されて扱われた。

(7) 国家による土地の強制割り振り行為のほか、割り振られた土地そのものも、*tawzi'* と呼ばれた。

(8) この土地税滞納が国家による土地の強制割り振りとの深い関係をもっていたことは、*tawzi'* と同じく単語が、土地の強制割り振りのみならず、同時に、滞納税の強制割り振り

をも意味していたことがよく示している。

(9) すなわち、家族共同保有地 (alamak al-mushaka) に関する問題である。ここで家族共同保有とは、すべての家族 (shaykh) 成員の土地が、家長の名義によって租税台帳に登録されている状態を指す。

(10) 従来エジプトには、土地所有権と土地用益権の分離を前提とする、いわゆる抵当という法概念は存在せず、土地を担保とした債務は、すべて質とみなされていた。そして、質権設定行為、質に入られた土地、さらに、それを担保とした債務は、すべて *sharhqa* と呼ばれた。もっとも、法令のなかでは、今日において一般的抵当を意味する *rahn* という単語も使われてはいるが、それも質を意味していた。土地所有権と土地用益権の分離を前提とした抵当という概念が近代エジプト法において最初に導入されたのは、一八七五年の混合裁判所民法典においてであった。なお、土地法その他第二期の土地関係法令群において、質権設定が大きなテーマとなっているが、その理由は、農民保有地の売却を禁じていたイスラム法のもとにおいて、質権設定が、一種の法的トリックとして、売却と同じ役割を担ったからであったと考えられる。事実、法令のなかで、質権設定は、一時的あるいは短期的売却とみなされている。

(11) ここで注意すべき点は、この二つの制度が、イスラム法の規定「農民保有地の所有権は国家にあり、耕作民は、耕作と納税とを条件に、そこでの用益権享受を認められて

いるだけである」における「耕作と納税とを条件に」という制約事項に、その法的根拠をもっていたということである。換言すれば、イスラム法の規定は、究極において、この制約事項に集約でき、そして、一九世紀エジプトにおける近代的土地所有権確立過程とは、この制約事項が時間の経過とともに無効となっていく過程であった。

(12) 自作農制度、納税連帯責任制度、そして、ムハンマドアリーの独占体制が、それぞれ特定の法令によって廃止されたかどうか、また、それが正確にはいつであったのかは明らかではない。しかしながら、はっきりしていることは、これらが、一八四六年の第一土地法公布から一八五八年のサイド法公布に至る期間において、実質的にその機能を停止したということである。

結語

以上、現在予定している論文における筆者の問題意識を整理し、あわせて、そこで依拠する史料の紹介をした。一九世紀中葉に公布された土地関係法令、とりわけ一連の土地法は、社会経済史研究の史料としては限界があるものの、その具体的規定内容から、耕作民の土地保有権の法的展開を跡づけるための史料としてだけでなく、当時の農村社会事情を窺わせる史料ともなっている。もっ

とも、ここで断わるまでもなく、現在筆者が進めている作業は、あくまで土地法規の次元での、土地保有関係および農村社会事情の分析であり、その結論が当時の実態をどれ程反映しているかを検証するためには、今後期待される、土着文書など第一次史料の発掘と、それに依拠した実証的研究を待たなければならない。しかしながら、これら土地関係法令は、これまで史料制的制約から、異質

な各種文献の断片的記述に基づいてしか叙述されてこなかった、近代エジプト農村社会研究において、ともかく等質的な史料として、体系的分析を可能にさせる貴重な史料であるといえる。

(一九八〇・九・一〇 脱稿)

(東京大学東洋文化研究所助手)